平成２０年（フ）第６８７２号
大阪市平野区喜連７丁目４番２―1103号、開始決定時の住所大阪市平野区喜連西４丁目６番15―401号
破産者　松村　勝實
1　期日　平成22年10月28日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１３５１号
熊本市小山町1630番地131
破産者　中木原博文
異議申述期間　平成22年10月26日まで
平成22年９月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３５２号
熊本市小山町1630番地131
破産者　中木原芳子
異議申述期間　平成22年10月26日まで
平成22年９月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４４２号
熊本県天草市亀場町亀川282番地の５
破産者　有限会社山口商会
異議申述期間　平成22年11月１日まで
平成22年９月９日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４４３号
熊本県天草市亀場町亀川282番地５
破産者　山口　峰廣
異議申述期間　平成22年11月１日まで
平成22年９月９日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０８０号
東京都千代田区紀尾井町４番１号ホテルニューオータニ内
清算株式会社　株式会社起業研究所
代表清算人　山崎　榮三
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第１０１号
鹿児島市西別府町2794番地35
清算株式会社　株式会社ヨネカワ
代表清算人　前田　　悟
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０７４号
東京都杉並区清水３丁目29番14号井荻パレス１階
清算株式会社　株式会社キッズパーラー
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第１０３号
鹿児島市照国町13番41号
特別清算会社　株式会社ＴＩ産業
清算人　池田　　洹
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産の発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成１８年（ヒ）第１０４号
鹿児島市照国町13番41号
特別清算会社　株式会社ＤＫ商事
清算人　池田　　洹
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、その資産の全ての換価が終了した日から１か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産の発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２２年（再）第６号
三重県津市雲出本郷町1800番地１
再生債務者　株式会社中京
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　三重県津市中央４番11号　橋本ビル203号　浅尾法律事務所　弁護士　浅尾　光弘
平成22年９月８日　津地方裁判所

監督命令取消

平成２１年（再）第２号
釧路市大楽毛154番地397
再生債務者　株式会社ウオシンフーズ
主文　平成21年11月２日にした監督命令を取り消す。
平成22年９月６日　釧路地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第９０号
埼玉県川口市川口１丁目５番14―2602号　スカイフロントタワー
再生債務者　有限会社アンドニュー
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年10月６日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年11月10日から平成22年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第７３号
島根県江津市嘉久志町イ1415番地
再生債務者　都錦酒造株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成22年８月26日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月６日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年９月28日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月22日
平成22年９月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第４０号
東京都台東区松が谷２丁目７番14号
再生債務者　株式会社ベベ東京
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年９月８日
東京地方裁判所民事第20部